

別府大学情報公開基本方針

1. 目的

大学における教育研究活動等の状況については、学校教育法、大学設置基準、私立学校法等において、積極的な情報公開が義務付けられています。また、大学が社会への説明責任を果たしていくためには、大学運営全般にわたって透明性を確保し、積極的な情報提供に努めていくことが重要です。このため、この情報公開に関する基本方針を定め、学校法人別府大学並びに別府大学、別府大学短期大学部の情報の積極的な公開を推進します。

2. 基本方針

- (1) 学校法人別府大学並びに別府大学及び別府大学短期大学部は、教育・研究、組織・運営、財務など大学・短大の諸活動全般に関する情報を、関係法令等に基づき、社会に対し積極的に公開します。
- (2) 情報の公開は、本学ホームページの掲載を基本に、必要に応じて冊子などの発行によって行います。

(制定日) 令和7年7月14日